

令和7年度 ときわ公園 イベント開催時等の飲食出店登録について

ときわ公園では、宇部市(ときわ公園企画課)が主催するイベント開催時に出店を希望するキッチンカー及び移動販売車(以下「キッチンカー等」という)の調整を行うため、事前登録事業者を募集します。

1 募集期間・登録方法等について

(1) 募集期間

令和7年2月10日(月)から令和7年3月31日(月)

※本募集は、事前登録であって、出店を確約するものではありません。

(2) 登録条件

ア 営業に必要な許可を取得していること。

イ PL 保険(生産物賠償責任保険)に加入済のこと。

※必要に応じて挙証資料の提出を求めることがあります。

(3) 登録方法

出店を希望される方は、「キッチンカー等出店者情報登録シート」を、郵送・メール・FAX・入力フォームのいずれかの方法で下記まで提出してください。

提出後、ときわ公園企画課(0836-54-0551)までご連絡をお願いします。

〒755-0001 宇部市大字沖宇部 254 番地 ときわ公園企画課

e-mail:tokiwakouen@city.ube.yamaguchi.jp

FAX:0836-51-7205

入力フォーム URL: <https://logoform.jp/f/Hyalq>

2 出店について

(1) 選出方法及び出店調整

ア イベント開催毎にときわ公園企画課にて抽選を行い、当選者と出店調整を行います。

イ イベントの運営を委託する場合があります。その際は、ときわ公園企画課にて抽選の後、当選者と委託業者にて出店調整を行います。

(2) 出店条件

ア 搬入・搬出時は、歩行者へ最大限の注意を払い、10km 以下で走行すること。

イ キッチンカー等の目立つ位置にゴミ箱を配置し、排出するゴミや排水は、持ち帰ること。

ウ 原則使用する電源は、出店者の用意する発電機とすること。ただし、イベント会場・内容によっては、公園内の既設電源の使用を許可する場合がある。

- エ 園内での車両移動、営業時間、出店場所等は、ときわ公園企画課の指示に従うこと。
- オ 他の出店者や来場者とトラブルを起こさないこと。
※万が一トラブルが発生した場合の関与はいたしません。
- カ 消火器等、必要な防災機器等を備え付けていること。
- キ キッチンカー等の周辺に看板等を設置する場合は各自の責任で設置し、風対策等に十分考慮すること。万が一、設置物が破損した場合は、自己の責任で対処すること。
- ク ときわ公園内の施設や設備に、破損・汚損等を生じさせた場合は、速やかに報告すること。
なお、原状回復の費用等については、出店者の負担とする。

(3) 出店料

- ア 1㎡1日について77円(税込み)で算出します。
- イ 営業エリア算出のため、出店毎に車検証のコピー(写真可)を提出ください。
- ウ キッチンカー等の周辺で、テント・机・椅子等を使用して販売エリアを拡大した場合は、車両外のスペースも算出対象となりますので、事前にご相談ください。
- エ イベント開催日の一週間前までの前納とします。
※主催者判断での中止の際には出店料の返金対応をさせていただきますが、自己都合による出店辞退は返金対象になりません。

3 出店規約

- (1) 出店権利の転売及び譲渡は禁止します。また、営業許可の名義貸し出店も禁止します。本件が発覚した場合は、出店確定後であっても出店権を取り消します。
- (2) 不正申し込み及び申告の内容に虚偽が認められる場合は出店を取り消します。
- (3) 出店者ならびに出店者が保持する会社の役員、従業員、その他雇用契約を締結している全ての者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(暴対法)に規定する団体(暴力団、その他反社会勢力)の構成員、準構成員でないこと。また、それらの団体から資金供与を受けたり経営に関与したりしていないこととします。そのような事実が発覚した場合は、出店は取り消しとし、以降のイベントへ、出店できなくなります。
- (4) 喫煙コーナー以外での喫煙行為及び自店舗内での喫煙は禁止します。本行為が発覚した場合はイベント開催中であっても、出店許可を取り消し即時営業中止とします。
- (5) イベント開催時間内での退店、及び撤収はできません。不測の事態等、退店する必要が生じた際は、ときわ公園企画課へご相談ください。

- (6) 他の出店者に関する質問等は受け付けません。
- (7) 出店条件を順守すること。不適切であると判断した場合は、出店を取り消しとし、以降のイベントへ、出店できなくなります。